

「軽度発達障害」の子どもたちへの支援と「特別支援教育」について



問 文部科学省は、平成19年度を目指した特別支援教育のガイドライン

思案を発表したが、それによれば、従来の特殊教育の対象を広げ、障害のある児童生徒の自立や社会参加に向けて、その一人一人の教育的ニーズを把握して適切な教育指導を通じて必要な支援を行おうとしている。

このことに係わってLD（学習障害）、ADHD（注意欠陥多動性障害）、高機能自閉症等「軽度発達障害」の子どもたちの実態について現状をどう把握しているか。

現場の声も含めて把握すべきと思う。

なお、これらについて過日、本町において関係機関が主催する十勝地区学習会が開催されたようであるが、関係者の関心の高まりが伺われる。

そこで文部科学省の言う

「特別教育」構想について、本町における実施内容を含めて見解を伺う。

「特別支援教育」は高い専門性が要求されると思うが、その仕事に携わる教職員、学校の研修及び調査を進めるべきと考えられる。

そのため一定の予算措置をすべきと思うが重ねて伺う。

教育長 「軽度発達障害」の実態は、その状態の定義が医学的判断によることがら、単純な行動判断などで教師が障害の有無を判断できないため、正確な人数の把握を行える状況はない。

各学校ではそれぞれ数人程度の軽度発達障害と思われる児童生徒が見受けられるが、担任教員がクラス経営の中で指導しているほか、学年別に協力体制を執り対応している。

特別支援教育のための教員研修の必要性は、新たな事業展開となるため、現在

り「多様な教育ニーズ推進モデル事業」によるコーディネーターを札内中学校に配置し、総合的な対応や多様な支援について、実践を通じて検証し、その成果を生かしたいと考えている。

具体的には特別支援教育では「個別の教育支援計画」の策定が重要であることがら、それぞれの障害に応じたモデル案の作成から評価を行う予定である。

行動などに心配のある児については、特殊学級の担当教員が就学前の段階で幼稚園や保育所の担当者と協議、情報交換をし、適切な指導や助言ができるよう協力体制を整えるための協議会を本年度より開催しており、「特別支援教育」導入への協議体制の整備を図っている。

現時点では国、道が特別支援教育の実現のための具

の特殊学級担当教員のみならず、他の教員にも一定程度の基礎知識の習得が必要と考えられる。

平成17年11月に出された、

中教審の、「特別支援教育特別委員会」での特別支援教育を推進するための制度

に関する答申案では、教員の資質能力に関連して教員免許制度の見直しが挙げられ、「特別支援学校教諭免許」を設けて専門知識を研修し、

指導方法や知識・技能を身につけることを目指すとしており、特殊学級担当教諭などが取得することを期待

するとあるにとどまつて

いる。



体的な教員の配置や学級編成基準などについて、その考え方を示されていない状況であるが、教育委員会としては、学校や関連団体とも連携し、平成19年度の円滑な実施に向け取り組みたい。